



みんなで育てよう!

市民基本条例

平成24年4月1日からスタートした対馬市市民基本条例。広報つしま4月号でも特集させていただきましたが、市民の皆様により理解され、活用しながら育てていく条例にしていきたいと思っております。そこで、今月号から条例の内容をQ&Aで紹介していきます。初回の今月は、「市民」に関する内容を紹介します。

Q.1 市民とは、どこまでが市民ですか？

市民とは、対馬市内に住んでいる人や働いている人、市内にある会社やいろんな活動をする団体などのことで、まちづくりに関係する人や組織を全て「市民」としています。

みんなの対馬
みんなで創ろう!



Q.2 市民がもっている権利は、何ですか？（第6条）

市民がもっている権利は、主に次の3つです。

まちづくり（市政）に参加する権利

まちづくりの重要な計画や取り組みに対して、市民として意見を述べたり、あるいは行政（市役所）に対してまちづくりに関する取り組みなどを提案することなどができます。

（例：パブリックコメント手続、審議会等への参画、かたらんね市長室、住民投票実施の請求など）

まちづくり（市政）に関する情報を知る権利

まちづくりについて考えたり、行動したりしていくためには、いろいろな情報が必要となります。この権利では、行政（市役所）や議会などから必要な情報を得る（知る）ことができます。

行政サービスを受ける権利

市民の状況に応じていろいろな行政サービスが受けられます。ただし、全ての市民が全てのサービスを受けられる訳ではありません。住民のみが受けられるサービスや受給対象者が決まっているサービスなどがあります。



Q.3 市民には、どのような責務（責任）と役割があるのですか？（第7条）

主に市民の皆様には、次の3つの責務と役割を担ってください。

まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持ってください。

（無責任な発言や行動を慎しみ、1人ひとりがまちづくりの主役として取り組むことが大事です。）

まちづくりへ積極的に参加し、自らまちづくりに取り組んでください。

（いろんな地域イベントや活動に参加し、市民みんなでまちづくりを進めましょう。）

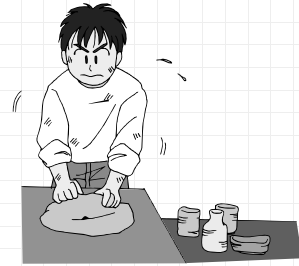
行政サービスを受けるにあたって、応分の負担を負ってください。

（「負担」とは、行政サービスを受けるにあたっての納税等や施設の使用料、各種手数料などの金銭的な負担だけでなく、清掃活動や防犯パトロールなどの地域活動も負担としています。）

来月号は、議会・行政等の責務や役割などを紹介します。

問い合わせ 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ 0920(53)6111

新しい1歩、踏み出してみませんか？
春・夏開催の公民館講座生を募集します



1. 受講生募集：対馬市内在住であればどなたでも。
2. 受講料：受講料は無料です。
但し、材料費・教材費は受講者負担となります。

平成24年度 対馬市各地区公民館講座募集一覧表

地区	講座名	講師名	回数	開催予定期間	開催時間	開催場所	申込期限	定員	
厳原	三角折り紙講座	多田 喜一	5	6月～7月 (水曜日)	13:30～15:30	対馬市交流センター	6月4日	10名	
	エクササイズ講座	黒岩 莊子		6月～7月 (金曜日)	19:30～21:30			20名	
	郷土料理講座	食生活改善推進員	3	6月～7月 (隔週水曜日)	10:00～13:00			10名	
	英会話講座	鳥おこし協働隊 村田 真耶	8	6月～8月 (火曜日)	19:30～21:30			30名	
	アカメガシワでスッキリ エクササイズ	鳥おこし協働隊 須澤 佳子	8	6月～9月 (隔週木曜日)	19:00～21:00			10名	
	親子でおやつ作り講座	食生活改善推進員	1	7月 (夏休み期間)	14:00～16:00			7月9日	20名
美津島	陶芸教室	山崎 一宏	7	6月～8月 (隔週火曜日)	19:30～21:30	美津島文化会館	5月31日	10名	
	洋裁講座	桐谷 ミヨ子		6月～8月 (木曜日)	9:30～11:30			10名	
	書道講座	田中 十四雄		6月～8月 (隔週木曜日)	19:30～21:30			15名	
	消しゴムはんこ教室 ¹	鳥おこし協働隊 松野 由起子	1	7月(夏休み)	14:00～16:00			7月9日	20名
豊玉	書道講座	築城 恵彦	7	7月～10月 (隔週1回)	19:00～21:00	豊玉地区公民館	6月20日	15名	
	エクササイズ講座	黒岩 莊子		7月～11月 (隔週土曜日)	10:00～12:00			パールドーム	15名
上対馬	手芸講座	原田 真紀	7	6月～9月 (第1・3土曜日)	10:00～12:00	上対馬総合センター	5月31日	10名	
	エコクラフト講座	住屋 ゆかり		6月～9月 (隔週月曜日)	10:00～12:00			上県地区公民館	20名
	消しゴムはんこ教室 ¹	鳥おこし協働隊 松野 由起子	1	6月	14:00～16:00			20名	
	木工細工講座	岩佐 幸雄	7	6月～10月 (第2・4日曜日)	10:00～12:00			やまねこ工房	10名
	陶芸講座	日高 光博		6月～10月 (毎週火曜日)	19:00～21:00				15名
コットンタイム講座	辻 喜美代	7	6月～10月 (毎週日曜日)	13:00～15:00	上対馬総合センター	5月31日	20名		
お手軽料理講座	辻 清美 他		6月～8月 (毎週月曜日)	19:00～21:00			20名		
ハンドベル講座	阿比留 由貴		6月～9月 (毎週木曜日)	19:30～21:30			20名		
消しゴムはんこ教室 ¹	鳥おこし協働隊 松野 由起子		1	6月			19:00～21:00	20名	

1 消しゴムはんこ教室は小学校高学年以上で、子どもお一人の参加の場合は保護者の同伴をお願いします。

申込・問い合わせ

厳原地区公民館	0920(52)0363	峰地区公民館	0920(83)0151
美津島地区公民館	0920(54)4044	上県地区公民館	0920(84)2576
豊玉地区公民館	0920(58)0062	上対馬地区公民館	0920(86)3052

「対馬博物館(仮称)基本計画」に関する皆様のご意見を募集します

「(仮称)対馬歴史海道博物館基本計画策定委員会」を設置し、平成23年度7月から5回の委員会開催を経て、その整備の方向性を示す基本計画をとりまとめました。その基本計画について、広くご意見等を頂きたく、次の方法でパブリックコメントを募集します。

基本計画の公表場所

対馬市教育委員会文化財課内博物館準備室（美津島文化会館内）

対馬市ホームページよりダウンロード

「観光・文化・スポーツ 文化財課コーナー 博物館準備室からのお知らせ 対馬博物館(仮称)基本計画」

意見の募集期間

平成24年5月1日(火)～平成24年12月31日(月)

意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に通勤通学をしている方、

市内に事務所または事業所を有する方、市内で活動をしている団体の方

意見の提出方法・提出先

持参・郵送・FAX・Eメールにて

〒817-0322 対馬市美津島町雞知甲1287-1

対馬市教育委員会文化財課博物館準備室（募集期間最終日消印有効）

FAX 0920(54)4046 Eメール k_bunkazai@city.nagasaki-tsushima.lg.jp

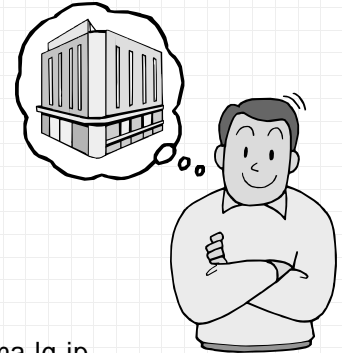
お近くの地区公民館へ持参いただいてもかまいません。

提出する書式

任意用紙にて、標題「博物館基本計画に対する意見」として、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、当該団体の所在地および名称並びに代表者の氏名）、意見を明記してください。

その他

提出されたご意見の概要や意見に対する市の考え方などは、住所、氏名などの個人情報をごといて対馬市ホームページで公表を予定しています。ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリックコメント手続の意見として取り扱いません。



問い合わせ 教育委員会 文化財課 博物館準備室 0920(54)2341

総務課・税務課・消防本部からのお知らせ

家屋全棟調査実施にご協力をお願いします

調査の目的

対馬市全域における全棟家屋を調査し、

- ・火災及び土砂水害時の罹災に対応するための基礎資料を作成します。
- ・防災及びまちづくり等の政策立案上の基礎資料を作成します。
- ・固定資産税の課税の基礎となる家屋現況図を整備します。

調査の期間

平成24年6月～平成24年11月

*調査の詳しい日程は、行政区単位で各世帯に回覧等でお知らせします。

調査の方法

調査員が公道から家屋の構造及び老朽の程度等外観で調査し、写真を撮影いたします（基本的には、敷地内への立ち入りはいたしません）。

調査員は身分証明書を携帯し、腕章を着用しています。



問い合わせ 防災等に関して...総務部 総務課 0920(53)6111
税に関して.....市民生活部 税務課 0920(53)6111
防火等に関して...消防本部 0920(52)0119

あなたのビジネスチャンスをお支えます！ 新規起業に対する補助金制度をご活用ください

地域課題の解決や技術の継承・地域産業の発掘、対馬ならではの新品開発など地域力を高めるために必要と認められる起業を支援するため、「対馬市新規ビジネス応援事業」補助制度の募集を開始します。

募集〳〳切り 6月5日(火)

対馬市新規ビジネス応援事業

補助率：2/3 補助限度額：100万円

採択事業における補助金は、実績報告書提出後、交付額の確定により交付（精算払いのみ）

【応募資格】

市内に在住している個人又は団体

【補助対象経費】

事業所開設費、初年度備品、情報化費など立ち上げに係る経費全般
上記の事項に併せ、人件費（新規雇用）を対象
新品開発に係る経費（消耗品、アドバイザー料等）を対象

【絶対要件】

市内在住の個人又は団体であること
事業実施により1名以上の新規雇用が発生すること
（雇用形態は問わないが一定基準の人件費を支出すること）
人件費（新規雇用）に係る補助対象額は、
補助対象経費総額の1/3以上とすること
持続可能な事業と認められるもの

【その他の要件】

地域課題を解決したり地域資源を活用するなど地域貢献度が高いサービスを提供する事業
技術の継承・地域産業の発掘など地域力を高めるために必要と認められる事業
地域の資源を活用した対馬ならではの新品の開発事業

絶対要件を全て満たし、且つその他の要件を1つ以上満たす事業

事業の事前着手は認めない。補助金交付決定通知以降の事業実施であること



事業の内容は対馬市ホームページをご参照下さい。 <http://www.city.tsushima.nagasaki.jp>

問い合わせ 地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ 0920(53)6111

長寿支援課からのお知らせ

地域密着型サービス事業者を募集します

「第5期介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスの提供を行う事業者を次のとおり募集します。

応募資格 (1) 法人（社会福祉法人、株式会社、有限会社、NPO法人等）

(2) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の11第2項の規定に該当しないこと

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護 1ユニット（定員9人）

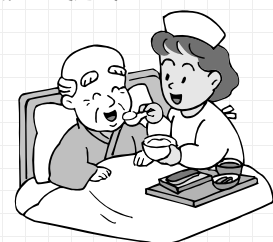
応募方法 任意様式に法人の内容（名称・住所・代表者名・連絡先）を記載して提出

応募先 対馬市福祉保健部 長寿支援課

〒817-1201 対馬市豊玉町仁位380

応募期間 平成24年6月1日（金）～平成24年6月29日（金）

・受付期間終了後、申込みされた法人を対象に説明会を開催します。



問い合わせ 福祉保健部 長寿支援課 0920(58)1118

住宅用太陽光発電設備の導入に補助金が使えます

目的

環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進を図るため、設備の出力1kWあたり3万円、上限10万円の補助を行います。

申請受付期間

平成25年3月15日まで

ただし、3月15日以前に、申請額が予算額に達した場合は受付を終了いたしますので、申請はお早めをお願いします。

募集件数

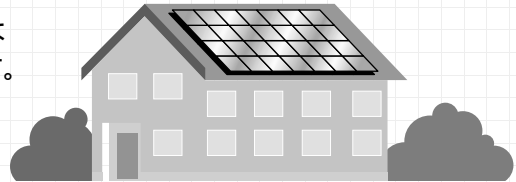
約50件を予定

対象者

平成24年4月1日以降にJ-PEC（国の補助金）の申込受理決定通知を受けている方で、補助要件を満たした方が対象になります。

申請書の提出先

市民生活部環境政策課自然環境推進室 または、各地域活性化センター地域支援課



緑のカーテン設置に補助金が使えます

地球温暖化の防止に向けた省エネルギー化を推進し、環境への負荷低減を図るとともに環境意識の高揚や環境教育の促進を目的に、つる性植物を植栽する「緑のカーテン」を設置する方に費用の一部を補助します。

対象経費

「つる性植物の苗・種」「土」「プランター」「ネット」「支柱」

対象者

平成24年4月1日以降に上記対象経費を購入された方で、下記要件を満たした方が対象になります。

- ・本市に住所を有し、市内にある住宅に緑のカーテンを設置するもの
- ・市税等を滞納していないこと

補助金額

補助対象経費の2分の1とし、限度額3,000円
（1世帯につき、1回まで）

申請受付期間

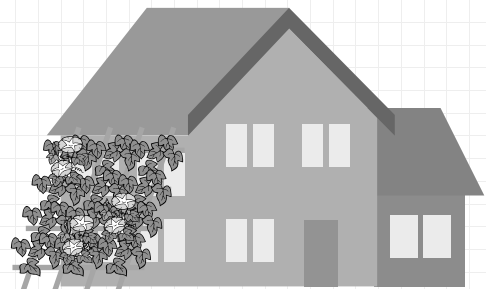
平成24年9月30日まで

募集件数

約200件を予定

申請書の提出先

市民生活部環境政策課自然環境推進室 または、各地域活性化センター地域支援課



愛玩鳥獣(メジロ)の捕獲及び飼養ルールが変わりました

長崎県においては、平成24年度から原則として愛玩鳥獣としてのメジロの捕獲が出来なくなります。

これまでメジロの飼養を行ってきた方については、更新手続きを行うことで継続して飼養が出来ます。

ただし、足環が壊れていたり、飼養許可証がないものについては更新手続きが出来ません。



問い合わせ 市民生活部 環境政策課 自然環境推進室 0920(53)6111

平成23年度予算執行状況をお知らせします（平成24年3月31日現在）

市の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとされています。3月31日までにお金の出し入れを完了することは不可能なことから出納整理期間（4月から5月まで）が設けられており、この間にお金の出し入れを完了しなければならないことになっています。

一般会計の歳入は、271億709万円が収入済み（執行率：78.6%）。国庫支出金、県支出金及び市債については事業完了後に交付されるため、3月31日現在では低い収入率となっています。

一般会計

各数値は四捨五入により、計とは一致しない場合があります。

		歳 入		
区 分		予 算 額	収 入 済 額	収 入 率 (%)
1	市税	27億5,641万円	26億4,739万円	96.0
2	地方譲与税	2億2,904万円	2億4,126万円	105.3
3	利子割交付金	700万円	740万円	105.7
4	配当割交付金	110万円	430万円	390.9
5	株式等譲渡所得割交付金	60万円	76万円	126.7
6	地方消費税交付金	2億6,600万円	3億876万円	116.1
7	自動車取得税交付金	3,100万円	3,384万円	109.2
8	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,100万円	1,226万円	111.5
9	地方特例交付金	7,600万円	8,575万円	112.8
10	地方交付税	166億6,028万円	172億8,232万円	103.7
11	交通安全対策特別交付金	280万円	319万円	113.9
12	分担金及び負担金	1億8,366万円	1億7,267万円	94.0
13	使用料及び手数料	3億3,116万円	3億2,564万円	98.3
14	国庫支出金	45億2,389万円	31億2,809万円	69.1
15	県支出金	31億7,074万円	11億7,648万円	37.1
16	財産収入	8,877万円	7,801万円	87.9
17	寄附金	187万円	326万円	174.3
18	繰入金	12億590万円	6億35万円	49.8
19	繰越金	4億3,230万円	4億3,230万円	100.0
20	諸収入	2億3,446万円	2億1,724万円	92.7
21	市債	42億6,520万円	3億4,580万円	8.1
計		344億7,918万円	271億709万円	78.6

歳出は、264億8,537万円が支出済み（執行率：76.8%）。建設工事などは完成が3月に集中し、その支払いが4月以降となるため農林水産業費や土木費等の執行率が低くなっています。

		歳 出		
区 分		予 算 額	支 出 済 額	執 行 率 (%)
1	議会費	2億1,569万円	2億1,289万円	98.7
2	総務費	50億1,340万円	34億732万円	68.0
3	民生費	64億8,946万円	50億3,703万円	77.6
4	衛生費	42億7,838万円	30億4,780万円	71.2
5	労働費			
6	農林水産業費	35億3,879万円	21億868万円	59.6
7	商工費	6億1,540万円	5億3,234万円	86.5
8	土木費	23億4,507万円	17億3,384万円	73.9
9	消防費	10億3,191万円	9億4,193万円	91.3
10	教育費	30億4,798万円	23億2,992万円	76.4
11	災害復旧費	2億3,243万円	1億1,612万円	50.0
12	公債費	76億4,150万円	70億1,750万円	91.8
13	諸支出金	1,404万円	0円	0.0
14	予備費	1,512万円	0円	0.0
計		344億7,918万円	264億8,537万円	76.8

特別会計

区 分	予 算 額	収 入 済 額	収 入 率 (%)	支 出 済 額	執 行 率 (%)
診療所特別会計	4億2,861万円	2億6,361万円	61.5	3億6,059万円	84.1
公共用地先行取得特別会計	1億6,044万円	1億5,900万円	99.1	1億6,043万円	100.0
国民健康保険特別会計	57億4,952万円	44億2,675万円	77.0	51億8,761万円	90.2
介護保険地域支援事業特別会計	1億2,083万円	4,473万円	37.0	1億726万円	88.8
介護保険特別会計	34億5,184万円	24億8,785万円	72.1	29億4,740万円	85.4
特別養護老人ホーム特別会計	2億7,815万円	1億9,642万円	70.6	2億6,185万円	94.1
簡易水道事業特別会計	9億9,272万円	5億6,213万円	56.6	8億1,747万円	82.3
集落排水処理施設特別会計	2,210万円	664万円	30.0	2,001万円	90.5
旅客定期航路事業特別会計	4,269万円	2,466万円	57.8	4,085万円	95.7
風力発電事業特別会計	2,624万円	453万円	17.3	2,543万円	96.9
後期高齢者医療特別会計	3億2,033万円	1億7,140万円	53.5	3億1,149万円	97.2
計	115億9,347万円	83億4,772万円	72.0	102億4,039万円	88.3

水道事業企業会計

区 分	予 算 額	収 入・支 出 済 額	執 行 率 (%)
収 益 的 収 入	2億8,308万円	2億8,678万円	101.3
収 益 的 支 出	2億7,560万円	2億5,866万円	93.9
資 本 的 収 入	1億6,885万円	1億2,254万円	72.6
資 本 的 支 出	2億279万円	1億4,916万円	73.6

基金・市債・借入金現在高

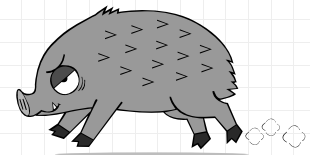
区 分	金 額	市 民 一 人 あ た り 額		
		昨年度の数値(参考)		
基 金 現 在 高	82億6,511万円	24万1千円	18万6千円	
内 訳	財政調整基金	10億9,190万円	3万2千円	3万8千円
	減債基金	19億7,510万円	5万7千円	4万5千円
	振興基金	12億790万円	3万5千円	1万9千円
	まちづくり基金	10億円	2万9千円	2万9千円
	合併振興基金	10億円	2万9千円	1万4千円
	その他(18基金)	19億9,021万円	5万8千円	4万2千円
市 債 現 在 高	459億7,242万円	133万8千円	141万2千円	
一 時 借 入 金 現 在 高	35億円	10万2千円	10万円	



狩猟免許試験・狩猟免許更新講習会を行います

【狩猟免許試験】

- 試験種目 網猟(網)、わな猟(わな)、第1種銃猟(装薬銃)、第2種銃猟(空気銃)
 受験資格 20歳以上で覚醒剤等の中毒者でない方、狩猟免許の取消等の処分を受けた場合は、処分を受けてから3年を経過している方
 受付期間 平成24年5月14日(月)～平成24年6月8日(金)
 試験科目 知識試験、適性試験(視力・聴力・運動能力)
 提出書類 狩猟免許申請書 医師の診断書 証明写真1枚 住民票又は運転免許証のコピー
 切手を貼った返信用封筒
 1次試験 7月4日(水) 峰地区公民館
 網猟(網)、わな猟(わな)免許の2次試験は同日
 2次試験(銃猟1次試験合格者のみ) 7月20日(金) 対馬振興局



【狩猟免許更新講習会】

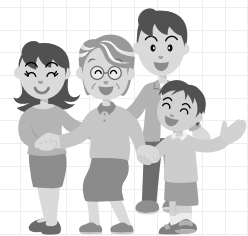
- 対象者 狩猟免許の有効期間が平成24年9月14日で満了となる方
 実施日 7月18日(水) 上県地区公民館
 7月19日(木) 対馬市交流センター
 提出書類 狩猟免許更新申請書 医師の診断書 証明写真1枚 切手を貼った返信用封筒
 受付期間 上県地区公民館開催分 : 6月1日(金)～7月4日(水)
 対馬市交流センター開催分 : 6月1日(金)～7月5日(木)

問い合わせ	農林水産部 農林振興課	0920(53)6111
	対馬振興局 農業振興普及課	0920(52)4011
	対馬猟友会	0920(54)5006

第2期対馬市地域福祉計画策定委員会委員を募集します

地域福祉推進に関する施策の基本的計画策定に係る調査・研究を行っていただく委員を募集します。

- 委員の任期 平成24年7月1日～平成25年3月31日
 開催回数 3回程度
 委員の報酬 日額6,900円及び交通費を支給
 募集人数 2名
 応募資格 公益性の観点から意見を述べられる方
 本市に住所を有し、現に居住している18歳以上の方
 本市の職員及び市議会議員でない方
 市の福祉の推進に関心のある方
 平日の昼間に開催する委員会に出席できる方
 応募方法 福祉事務所・各福祉保健センター・各地域活性化センター住民生活課に用意してある申込書に記入のうえ、郵送・FAX・持参にて応募してください。
 応募期限 平成24年6月15日
 応募先 対馬市福祉事務所 福祉課
 〒817-1201 対馬市豊玉町仁位380 FAX 0920(58)2551



問い合わせ	福祉事務所 福祉課	0920(58)2294
-------	-----------	--------------



未来に繋ごう！豊かな森林

本年4月1日から施行されました「対馬市森林づくり条例」。
今回は、森林組合と林業事業者や森林所有者の皆さんへのお願いを紹介します。

森林組合にお願いすること

森林管理の中核的な担い手として、市や県、関係機関と連携し、環境に配慮した森林づくりに積極的に取り組んでいただく。
環境に配慮した森林の管理が適正に行われるよう組合員の皆さんに働きかけるとともに、指導・助言を行う。
関係機関、団体が行う森林づくりに関する各種の施策・催し等に協力いただく。

林業事業者や森林所有者の皆さんにお願いすること

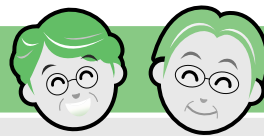
間伐等を実施するに当たり、ゲンカイツツジやヤマザクラなどの人々に癒しをもたらす樹木やケヤキ、カヤなどの貴重な有用樹木の保全に配慮いただく。
森林の境界や木竹の状況を把握いただく。
森林を譲ったり売ったりする場合は、事前に市に連絡をいただく
(1ha以上の取り引きのみ)。
市や県、関係機関、団体が行う森林づくりに関する各種の施策・催し等に協力いただく。



市民の皆様のご協力をいただきながら、一生懸命取り組んでいきます。皆様方のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 農林水産部 農林振興課 0920(53)6111

年金コーナー



国民年金の第1号被保険者となる場合

60歳未満で、**自営業者およびその配偶者**などは、市役所の国民年金窓口で国民年金の第1号被保険者となるための手続きが必要です。

国民年金の第3号被保険者となる場合

厚生年金保険や共済組合などに加入している被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、**第3号被保険者**となります。届出は、配偶者の勤務している勤務先を通じて年金事務所に提出します。保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などが負担しますので、個別に保険料を負担する必要はありません。

退職後の国民年金の手続について

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。それ以外の60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続きが必要です。また、**退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者(夫・妻)**についても、同様に国民年金の手続が必要です。

国民年金の任意加入被保険者となる場合

60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合、また、65歳以上70歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足している場合にも、国民年金の任意加入被保険者となることができます。保険料の免除制度はなく、保険料の納付方法は原則として口座振替になります。

【問い合わせ】

☎日本年金機構長崎北年金事務所 095(861)1582

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

日時 6月20日(水) 14:00~17:00
場所 峰地区公民館
(峰地域活性化センター横)

日時 6月21日(木) 9:00~17:00
場所 上対馬総合センター